

# 福祉用具貸与価格の上限額 10月よりスタート

10月から、福祉用具レンタルの上限額がスタートします。実施を控え、7月には厚生労働省から約3,000製品の福祉用具レンタル価格の上限額と平均貸与価格が公表されました。上限額を超えたレンタル商品は、給付の対象外に。でも安ければいいというわけでもなく、ケアマネジャーにも正しい理解が求められます。(編集部)

## ● 何が変わるの？

10月から、福祉用具レンタル価格の上限額が始まります。基準の見直しにより、国が設定した上限額を超える価格のレンタル品は、保険給付の対象外となります。上限額を上回る価格をつけていたレンタル事業者は価格を引き下げるようになるため、給付管理に影響も。ケアマネジャーも無関係ではられません。

## ● 何が公表されたの？

厚生労働省は7月16日、計2,807のレンタル製品の上限価格と平均価格を公表しました。エクセルデータで公開されている一覧表には製品ごとに、①商品コード、②法人

名、③商品名、④型番、⑤平均価格、⑥上限価格等が記載されています。この2,807製品は月平均100件以上のレンタル実績があるもの。2017年9月30日までにTAISコードまたは福祉用具届出コードが付与された約1万6,000製品が対象となり、今回公開された2,807製品はこのうちの約18%にあたります。

## ● 上限価格を超えていたら 給付管理表の修正が必要に

上限額を超えていた場合、10月以降は福祉用具貸与費は算定できないため、レンタル事業者は最低でも上限となる価格まで下げるようになります。10月からの実施を前

に、各レンタル事業者では目録の変更(価格を変更する場合は自治体への届け出が必要)や、利用者との再契約の対応を行っているところで、そうした事業所からは価格見直しの説明がケアマネジャーにあるかもしれません。変更となる場合は、当然、給付管理表の修正も必要になります。

なお、万が一上限価格を超えたまま貸与された場合は、国保連からレンタル事業所宛てに請求明細書等が返戻されます。その場合はレンタル事業所側で値段を変更し、給付管理票も修正した上で、再度提出することになります。利用している製品が上限価格を超えていないかどうか、レンタル事業所にひと言確認しておくとうれしいでしょう。

なお、上限価格を超えているのに価格を見直さない場合は、全額自己負担でのレンタルとなります。この場合、介護保険サービスの対象外となるので、福祉用具のみのケアプランは居宅介護支援費が支払われない可能性もあります。

## ● 上限価格はどのように決まる？

上限価格は、製品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」で計算されたもの(図1)。具体的には、国が製品ごとの平均レンタル価格を出した上で、価格が高いものから数えて上位16%に入る価格帯の製品(正規分布の場合)がレンタルの対象外になります。この上位16%以内にあてはまる製品について、価格の引き下げが行われることになります。

## ● 意外と少なかった「外れ値」

見直しの背景には、一般水準より大幅に高い値段をつけている事業者が存在するという問題があります。財務省は2016年10月、財政制度等審議会財政制度分科会に提出した資料の中で、同一製品の貸与価格を分析。福祉用具のうち「スロープ」「手すり」「特殊寝台」の3品目で、平均10倍以上で取引されるケースがあったとしました。

上限額設定の導入は、こうした平均を大きく上回る「外れ値」の適正化がねらいでしたが、実際に公表された計算では、外れ値はごく一部、むしろバラツキは少ないという結果に。具体的には、平均価格と上限価格の差が1.1倍未満(10%超未満)が全体の約11%、1.2倍未満(20%超未満)が約48%、1.3倍未満(30%超未満)が約75%で、価格差1.3倍未満が全体の約8割を占めています。

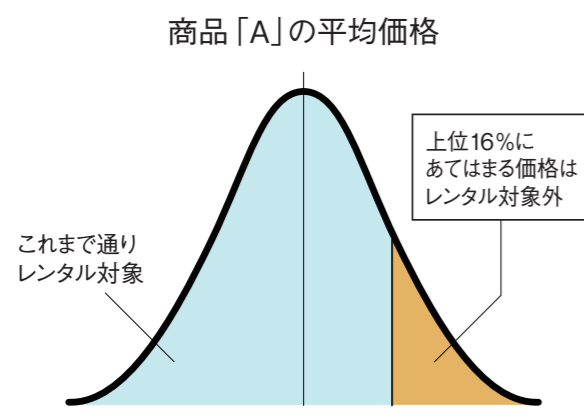
p.32以降では、今回上限額の対象となる2,807製品のうち、平均額と上限額のかい離が大きかった製品等を掲載。かい離が大きいのはベッドや車いすの付属品に多く存在しているようです。

## ● コスト意識を持って選ぶ

今後は、2019年度以降もおおむね1年に一度の頻度で価格の見直しが行われるほか、新製品についても3か月に一度の頻度で同様の取り扱いとなる予定です。レンタル事業者からは「見直しのたびに、価格は引き下げの方向に動くのでは」と懸念する声も。レンタル料にはサービス費用も含まれています。ケアマネジャーも「安ければいい」というわけではないことを肝に銘じてください。

福祉用具専門相談員には、今回の見直しに合わせて利用者や家族に価格に関する説明を行うことが義務づけられます。4月からは、同一機能の製品や価格帯の異なる製品について、選択肢として提示することが義務づけられたほか、福祉用具貸与計画書のケアマネジャーへの交付も必須に(図2)。ケアマネジャーにも福祉用具に関心をもち、学ぶ姿勢がさらに求められています。

図1 上限価格の考え方



- ・福祉用具のレンタル価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- ・具体的には「全国平均レンタル価格+1標準偏差(1SD)」。  
※「全国平均レンタル価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。
- ・月平均100件以上のレンタル件数となったことがある商品について適用する。
- ・2018年10月以降は、上限を超えて貸与した場合には、福祉用具貸与費は算定できない。
- ・2019年度以降、新商品については3月に一度の頻度で同様の取り扱いを行う。
- ・公表された価格は、おおむね1年に一度の頻度で見直す。

図2 福祉用具レンタルに関する変更点

- 機能や価格帯の異なる複数商品の提示  
・福祉用具専門相談員は機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること  
→ 4月から
- 福祉用具貸与計画のケアマネジャーへの交付  
・福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を利用者に加えてケアマネジャーにも交付しなければならぬ  
→ 4月から
- レンタル価格の上限額適用  
・福祉用具専門相談員は、レンタル商品の特長や価格に加え、全国平均レンタル価格に説明すること → 10月から